

ウミガメの産卵時期です

問 企画調整課 広報観光係
☎476-1111 (225・226)

本町の海岸では、5月中旬から8月中旬にかけてアカウミガメの産卵する姿が見られ、7月下旬から9月中旬までふ化した子ガメが海に向かう姿が見られます。

鹿児島県では、ウミガメを守るため『鹿児島県ウミガメ保護条例』を制定し、県内全域の海岸で許可なくウミガメを捕獲したり、卵を採取したりすることを禁止しています。(罰則もあります)

本町では、2名のウミガメ保護監視員の方にご協力をいただき保護にあたっています。

ウミガメは、上陸から産卵までの間、非常に警戒心が強く、光や人の気配を感じると卵を産まずに海に戻ることがあります。また、人の利用が増えて砂が踏み固められると、卵がふ化できず、ふ化した子ガメが砂の中から出られなくなりますので、下記の点に注意してください。

- 上陸中、穴掘り中や産卵中のカメにむやみに近づいたり、光をあてたりしないようにしましょう。
- 暗くなったら浜では騒がないようにしましょう。
- ごみは、持ち帰りましょう。
- 砂浜への車の乗り入れはやめ、波打ち際をむやみに歩き回らないようにしましょう。
- 海岸でライトやマッチをむやみにつけたりせず、タバコも吸わないようにしましょう。

国民健康保険税に関する大事なお知らせ

問 税務課 町民税係
☎476-1111 (221・222)

■国民健康保険税の課税限度額が変わりました

国民健康保険税を算定する際の課税限度額は、地方税法等の改正に伴い、平成31年度保険税から、**医療分が61万円**に改正されました。

なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税限度額に変更はありません。

※課税限度額とは、税額を計算した結果課税限度額を上回っても、それ以上課税しない税額のことです。

表：国民健康保険税の課税限度額

	改正前 (平成30年度まで)	改正後 (令和元年度)
医療分	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円 (変更なし)
介護納付金分	16万円	16万円 (変更なし)
合 計	93万円	96万円